学習塾事業者のみなさま

公益社団法人全国学習塾協会

当協会は平成 11 年 11 月、特定商取引法の施行と時を同じくして、学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準(以下「自主基準」といいます。)を制定しました。平成 11 年の特定商取引法誕生は、それまで訪問販売法と呼ばれていた法律に、学習塾や語学教室、エステティックサロンなど特定継続的役務と呼ばれる事業者が規制対象になったのを機に改称されたものでした。自主基準は学習塾が行う事業活動に関して児童・生徒・学生とその保護者との間に起こるトラブルの防止と情報開示・取引の適正化を図るために制定したもので、基準の素地土台は、特定商取引法や景品表示防止法、個人情報保護法などでした。

特定商取引法施行以降、経済産業省の助言や支援もあり、特定継続的役務に関するそれぞれ業界団体が自主基準や自主規制ガイドラインを制定する中、当協会は自主基準(及び同実施細則)を制定し、消費者の安心安全に向けた取組を続けています。そして、同自主基準は法令改正に伴い改定・追補を経て現在に至っています。

実施細則では、「情報開示」に占める割合が多く、「誇大広告の禁止」、「前 受金の保全措置」、「禁止行為」などは法律の補足や具体的説明の役割を果たし ています。

今回、自主基準のさらなる普及及び活用の推進のために、学習塾における合格 実績に関する表示状況等を調査してその実態を把握し、自主基準の目的に配慮 しつつ学習塾の変化に適合した基準作りの参考にいたしました。 今回の改正は、合格実績に関する内容です。

<主な改正のポイント>

①合格実績に含むことのできる塾生徒の範囲を決定するための基準

受験直前の6ヶ月間の内、継続的に3ヶ月を超える期間当該学習塾に在籍し、 通常の学習指導を受けた者とし、かつ、受講時間数が30時間を超える場合と する。なお、当該時間に受験直前における集中講義等の受講時間を含めること を妨げない。

自らの塾生とするためには、表記に「かつ」とありますように、

- A. 受験直前の6ヶ月間の内、継続的に3ヶ月を超える期間当該学習塾に在籍していること。
- B. 通常の学習指導を受けた者であること。
- C. 受講時間数が30時間を超えていること。

これらのいずれの条件も満たす必要があります。

なお、30時間に受験直前における集中講義等の受講時間を含めてカウントしても構わない、と言っています。ただし、いくら受験直前における集中講義等の受講時間が長くても、AとBの要件を満たしていないと自らの塾生として合格実績に入れることはできません。

また、最低ラインとしての「30時間」の算定根拠は次の通りです。

- ア. 通常の学習指導 90 分×4回/月×3ヶ月=18 時間
- イ. 短期講習など 90分×5回=7.5時間
- ウ. 直前特訓など 60 分×5 回=5 時間

ア+イ+ウ=30.5 時間

公正取引委員会は 1985 年に学習塾に対して、8 日間程度の短期講習のみや数回 テストを受けただけの生徒数を実績に含めると、消費者の誤認を招く恐れがあ るとの見解を示していましたが、上記の実施細則が定める合格実績に含むこと のできる塾生徒の範囲を決定するための基準はその指摘にはあたらないと考え ています。

②合格実績に含むことのできる受講内容

上記の受講内容は、正規の授業若しくは講習でかつ有料のもの(映像授業・オンライン講座等を含む)でなければならないものとし、体験授業・体験講習・無料講習・自習・補習、他の事業主体に派遣した講師による授業・講習等であったり単に教室内にいただけの自習時間等は含まれないものとする

③合格実績の広告に明示すべき事項

学習塾は、合格実績の広告表示にあたり、表示する情報の範囲・従属性を明確にするため、事業主体となる広告主体及び/又は合格実績が次の各号のいずれかに該当するかを明示するものとする。

- ー 事業主体の全部
- 二 分教室の一部
- 三 チェーンシステムにおける同名塾全体又は一部
- 四 提携塾の全体又は一部

合格実籍の人数表示において、小学校・中学校・高等学校の学校群或いはグループ分けによる累計或いは積算表示は、消費者に錯誤を招く恐れが多く、避けるべきものとする。

現在の実態に合わせて、事業者にも消費者にもわかりやすい表記にしました。

今回の実施細則改正は平成30年月10月8日をもって発効いたしております。 学習塾事業者の皆様におかれましては、法令はもちろんのこと学習塾業界にお ける事業活動の適正化に関する自主基準及び同実施細則の遵守をお願いいたし ます。

実施細則改正はこちら